

事 務 連 絡
令和 7 年 5 月 8 日

各都道府県 建築行政主務課 御中

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付

気候風土適応住宅の独自基準策定の支援と相談窓口の開設について

平素より住宅・建築行政の推進にご協力をいただき、誠に有難うございます。

令和 7 年 4 月に施行された建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）に基づき、原則全ての住宅・建築物の新築等の際には、省エネ基準への適合が義務付けられたところです。一方で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号、以下「基準省令」という。）第1条第二号イに規定する、地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより基準省令第1条第二号イに規定する外皮基準に適合させることが困難なものとして国土交通大臣が定める基準に適合するもの（以下「気候風土適応住宅」という。）については、外皮基準は適用しないこととされているところです。

この国土交通大臣が定める基準については、地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イに適合させることが困難であるものとして国土交通大臣が定める基準（令和元年11月15日国土交通省告示第786号、以下「気候風土適応住宅告示」という。）第2項に基づき、所管行政庁が別に定めることができることとされています。今般、より地方の自然的社会的条件の特殊性を踏まえた所管行政庁が別に定める基準の策定を促進するため、所管行政庁と連携して取り組む民間事業者の行う基準策定等の取組を支援することとし、令和 7 年 4 月 30 日から募集を開始しております（別添 1）。

貴所管行政庁におかれましては、本支援措置の活用をご検討いただくとともに、管内所管行政庁や関係事業者への周知をお願いいたします。

なお、所管行政庁や建築士・建築主が気候風土適応住宅への適合を判断する際や所管行政庁が気候風土適応住宅告示第786号第1項第二号または第2項に基づき独自の基準を付加または定める場合の参考となるよう、下記のとおり「「気候風土適応住宅」の解説」を公開するとともに、相談窓口も開設しておりますので、ご活用ください。

記

1. 「気候風土適応住宅」の解説

所管行政庁や建築士・建築主が気候風土適応住宅への適合を判断する際や所管行政庁が気候風土適応住宅告示第786号第1項第二号または第2項に基づき独自の基準を付加または定める場合の参考となるよう関連する参考情報を整理しております。

解説資料：<https://www.mlit.go.jp/common/001753442.pdf>

2. 相談窓口

国が定める基準、独自基準策定に関する問合せ等が可能です。

- ・相談先：（一社）環境共生まちづくり協会
- ・相談方法：以下のお問い合わせフォーム
- ・電話番号：03-5579-8757
- ・電話受付時間：月～金曜日 10：30～16：30（祝日、年末年始を除く）

お問い合わせフォーム：<https://www.kkj.or.jp/kikouhuudo-jyutaku/form-r7#>

【問合せ先】

国土交通省 住宅局参事官（建築企画担当）付 課長補佐 五井、係長 棟口

電 話：03 - 5253 - 8111（内線 39429、39437）

メー ル：goi-y23x@mlit.go.jp muneguchi-k2nw@mlit.go.jp

令和7年度 気候風土適応住宅の独自基準策定の支援



気候風土適応住宅を継承していくうえで必要な、所管行政庁における気候風土適応住宅の独自基準策定を促進するため、自治体と共に活動する建築関係団体等に対して取組みや活動した費用の支援を実施します。

また、独自基準の策定に関するお問合せ等について、メール又は電話で受付をします。

対象者

建築関係団体等

支援金

1自治体あたり 上限300万円

申請期間

令和7年4月30日～令和7年12月15日(予算達成次第終了)

申請方法

以下の専用ホームページをご確認ください。

<https://www.kkj.or.jp/kikouhuudo-jyutaku/sinsei.html>

気候風土適応住宅とは



建築物省エネ法の省エネ基準では伝統構法による住宅など、地域の気候及び風土に適応した住宅で、断熱性能の基準に適合することが困難な建築的要素(例:両面真壁の土塗壁等)を有する住宅です(令和元年国交省告示第786号)。

気候風土適応住宅の省エネ評価においては、外皮基準への適合除外が措置されており、一次エネルギー消費量基準への適合が求められます。

支援の概要

気候風土適応住宅の基準は、国土交通大臣が定める基準(告示第786号第1項第一号)のほか、所管行政庁が必要な要件を付加または定める(告示第786号第1項第二号、第2項)ことが可能ですが、多くの自治体において独自基準の策定が進んでおりません。

そこで、各地域の自然的社会的条件の特性を多面的に捉えた、独自基準策定を促進することを目的として、自治体と建築関係団体等が連携し取り組み、建築関係団体等による勉強会・調査・普及・提言・原案作成等について、その費用の支援を実施します。

また、独自基準の策定に関する問合せなどの相談窓口を設けます。

申請及び相談窓口

- 支援の申請窓口
- 独自基準の策定に関する相談窓口

令和7年4月



一般社団法人 環境共生まちづくり協会 (kkj)

<https://www.kkj.or.jp/kikouhuudo-jyutaku/index.html>

問い合わせは、ホームページの「[お問い合わせフォーム](#)」よりお願いします。

電話 03-5579-8757 受付時間 10:30~16:30 平日(祝日、年末年始を除く)